



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
◎高知県農業技術センター種苗配付規程の一部改正 (環境農業推進課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (3件) (〃)	2
◎高知県立室戸体育館の指定管理者の指定 (公園下水道課)	2
◎高知県立池公園の指定管理者の指定 (〃)	2
公告	
○高知県名誉県民の顕彰 (人事課)	2
○肥料の登録の有効期間の更新 (環境農業推進課)	3
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	3
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定	3
----- 告 示 -----	

高知県告示第285号
高知県農業技術センター種苗配付規程（平成3年4月高知県告示第204号の4）の一部を次のように改正する。
平成30年3月23日
高知県知事 尾崎 正直

第1条第1項ただし書中「以下この項において同じ。）の種苗及び当該出願品種の原種の種苗並びに」を「」及び「」に、「以下この項において同じ。）の種苗及び当該登録品種の原種」を「」の種苗並びにこれらの品種の原種（一代雑種の親品種を含む。以下この項において同じ。）に、「主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）に基づく主要農作物（同法第2条第1項に規定する「主要農作物」をいう。以下この項において同じ。）」を「稲、麦類及び大豆の県内に普及すべき優良な品種」に、「主要農作物の」を「当該農作物の」に改める。

附 則
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

高知県告示第286号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市伊才原字島平山2789番6から四万十市伊才原字茱萸山2767番7まで	前	2.9 }	592
	A	11.8	
四万十市伊才原字島平山2789番12から四万十市伊才原字石船2794番5まで	前	12.3 }	236
	B	61.7	
四万十市伊才原字島平山2789番12から四万十市伊才原字石船2794番5まで	後	12.3 }	236
		124.0	

高知県告示第287号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	5.2 }	24

高知市鏡吉原字川久保963番1		6.2	
	後	8.0 }	24
		25.2	

高知県告示第288号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼田笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市国分字軸ノ木802番から南国市国分字軸ノ木803番1まで	前	2.2 }	15
		5.0	
	後	3.4 }	15
		6.5	

高知県告示第289号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市住次郎字カ	前	5.7 }	300
		19.9	

ミシヤクシ1371番1		5.7	
	後	19.9	300

高知県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市伊才原字島平山2789番12から 四万十市伊才原字石船2794番5まで	236	平成30年3月23日

高知県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字地主300番15から 吾川郡いの町越裏門字地主300番5まで	53	平成30年3月23日

高知県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西津賀才日比原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町小川縦ノ木山字大井手2744番1	70	平成30年3月23日

高知県告示第293号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立室戸体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

高知県告示第294号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立池公園
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

公 告

平成30年3月21日に、次のとおり高知県名誉県民として顕彰した。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所	事績の概要
奥 谷 博	神奈川県三浦郡葉山町長柄	我が国の美術界の発展への貢献による文化勲章の受章及び本県の芸術、文化の振興への貢献

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第611号	炭酸カルシウム肥料	くみあい炭酸カルシウム	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成36年1月19日
高知県第612号	〃	くみあい苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	〃	〃	〃	〃
高知県第613号	〃	くみあい粒状苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第659号	混合有機質肥料	50海草混合有機1号	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.3 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	〃	〃	平成36年1月22日
高知県第685号	炭酸カルシウム肥料	矢橋粒状混合石灰	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 10.0	〃	矢橋商事株式会社	愛知県西尾市和泉町133番地	平成36年1月19日

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月23日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の警察の項中

「術科指導官」

を

「術科指導官

上席師範」

に改める。

別表第2の6級の項中

「高速道路交通警察隊副隊長」

を

「高速道路交通警察隊副隊長

警備調査官」

に改め、同表の7級の項中

「少年サポートセンター所長」

を

「少年サポートセンター所長

検視官室長」

に改め、「警備調査官」を削る。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 起業者の名称

高知県

2 事業の種類

県道土佐伊野線改築工事（吾川郡いの町大内字ムロヤシキ地内から同町大内字寺屋敷地内まで）

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

吾川郡いの町大内地内

地目	地積	裁決手続の開始を

字	地番	登記簿	現況	登記簿	実測	決定した土地の面積
ムロヤシキ	735番2	田	雑種地	39㎡	39.11㎡	39.11㎡
	735番4	〃	〃	29㎡	29.13㎡	29.13㎡

取用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の住所及び氏名

登記名義人 亡岡田武吉 法定相続人

- 高知市北本町四丁目2番33-808号 サーパス北本町第2 持分780分の41 前田 道子
- 高知市北本町四丁目2番33-808号 サーパス北本町第2 持分780分の41 岡田 洋史
- 高知市福井東町15番20号 持分1560分の41 西原 由美
- 富山県富山市銀嶺町2番34号 持分1560分の41 矢野 美和
- 高岡郡日高村本郷1851番地 持分624分の5 野村 季代
- 高岡郡日高村本郷1485番地5 持分624分の5 野村 兼雄
- 吾川郡いの町波川2075番地3 持分624分の5 金子 豊子
- 高岡郡佐川町加茂1514番地 持分208分の3 濱田 美亀子
- 吾川郡いの町3042番地1 持分52分の1 久保内 俊子
- 高知市鴨部一丁目11番1-421号 持分52分の1 山岸 綾子
- 高知市加賀野井一丁目14番3号 持分104分の1 岡本 照子
- 兵庫県尼崎市神崎町17番4-404号 持分208分の1 齋藤 誉子
- 大阪府東大阪市若江本町三丁目2番33号 持分208分の1 野崎 雄二
- 高知市五台山2823番地 持分208分の1 山本 啓子
- 高知市五台山2823番地 持分416分の1 山本 由紀
- 高知市潮見台一丁目1106番地 持分416分の1 武内 貴子
- 高知市愛宕町三丁目12番11号 持分208分の1 橋本 英幸

- 大阪府茨木市東中条町8番35号 持分208分の1 野瀬 博江
 - 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 カナダ国マニトバ州ヴィニヘグ
 - 持分260分の21 岡田 均
 - 住所不明 持分260分の21 岡田 千重
 - 住所不明 持分260分の21 岡田 昭
 - 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国 持分39分の2 岡田 嘉代
 - 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国 持分780分の43 岡田 美智子
 - 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国 持分780分の43 岡田 敬子
 - 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国 持分130分の21 岡田 怜
 - 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国 持分130分の21 岡田 守
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年3月20日